



違反対象物の公表制度が施行されました

平成31年4月1日より、重大な消防法令違反の建物を市消防本部のホームページへ掲載する違反対象物の公表制度が施行されました。

違反対象物の公表制度とは？

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物をインターネットにより公表する制度です。

公表制度の対象となる建物は？

ホテル、飲食店、店舗などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



ホテル



飲食店



店舗など

公表制度の対象となる違反は？

義務付けされた消防用設備等の未設置が違反対象です。

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表の時期は？

消防が立ち入り検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

また、違反が是正されるまでの間、公表は継続されます。

公表する内容は？

違反が認められた防火対象物の「建物の名称」、「建物の所在地」、「違反の内容」について市消防本部ホームページに掲載されます。

建物関係者の方へ

既存の建物に増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合や建物の用途に変更が生じる場合には、消防用設備等が必要となることがありますので事前に市消防本部予防課へご連絡ください。

—— 住宅調査を実施しています ——

119番通報した際、住所などの通報内容から災害地点を割り出し、その情報が茨城消防指令センターから出動する各消防署へ送信されます。正確な災害地点の情報を反映させるため、消防職員による住宅調査を実施しています。

ご理解とご協力をお願いします。



常陸大宮市消防団員募集中!!

○資格

1. 年齢18歳以上の方（男女問わず）
2. 心身ともに健康な方
3. 消防分団の区域内に居住または勤務する方

○入団方法

居住地域の消防分団に直接連絡するか、市消防本部までご連絡ください。

○問い合わせ

消防本部 総務課 地域消防グループ

☎53-1152



■問い合わせ■ 消防本部 ☎54-0119